

# インターネット投票の導入の推進等に関する法律案について

## 1 インターネット投票の特徴・条件（本法案（「プログラム法」）に規定。「実施法」で具体化）

<p>選挙人の投票機会を等しく確保</p>	<p>利便性の確保</p>		<p>公正・信頼性の確保</p>			<p>データ管理のセキュリティ確保</p>	
	<p>様々な端末を利用可能</p>	<p>時間・場所を問わず</p>	<p>投票の公正の確保</p>		<p>投票の秘密確保、他目的利用禁止</p>	<p>データ管理の安全性、非改ざん性、検証可能性</p>	
	<p>端末のセキュリティを徹底</p>	<p>24時間対応 〔公示・告示翌日～投票日前日〕</p>	<p>安全・確実な認証（本人確認）</p>	<p>自由意思による投票確保</p>	<p>二重投票防止</p>	<p>ブロックチェーン技術等を活用したデータ管理 + チェック体制の整備</p>	
	<p>障害のある方等の利用環境整備</p>	<p>どの場所からでも</p>	<p>信頼性の高い本人確認を行うため、電子署名その他の確実な本人確認の方法及び投票立会人による投票の立会いに相当する措置を検討</p> <p>【技術的方向性】 ①「個人が所持するもの」と ②「個人だけが知り得、又は持ち得る情報」の掛け合わせにより認証を行う。投票受付の開始・終了、選挙人への投票権限の付与、投票の公正性等を自動的かつリアルタイムで監査する。</p>	<p>投票の上書き可 ・在外公館での紙の投票を優先</p>	<p>投票所とのオンライン接続</p>	<p>【技術的方向性】 ・選挙人情報（誰が）と投票情報（誰に）は、それぞれ暗号化してデータベースに保存する。 ・選挙人のみ自身の投票情報を知ることができ、管理者は集計結果のみ知ることができる仕様とする。 ・ブロックチェーン技術などを用いることで改ざんのリスクを軽減し、事後の検証にも耐えられる仕様とする。</p>	
<p>問合せ対応・サポート体制</p>	<p>投票環境の整備（情報提供など）</p>	<p>詐偽投票（なりすまし）や投票干渉等の防止のための所要の罰則の整備</p>		<p>公平な画面表示</p> <p>【技術的方向性】 表示の場所や順番によって有利不利が生じぬよう一覽性に配慮し、数が多い場合はランダムイズや検索画面を用いる。</p>		<p>可用性・堅牢性の担保のために台帳を複写して保つとともに、第三者機関や国民による監視を可能にする。</p> <p>・システム整備費用は国が負うこととする。 ・選挙人名簿の調製、管理の規格統一を図る。</p>	

（※ インターネット投票導入推進会議において、専門家の知見を活用しながら制度上・技術上の課題を検討）

## 2 インターネットを利用した在外選挙人名簿等の登録の申請等

政府は、インターネットを利用して在外選挙人名簿等の登録の申請等を行うことができるよう、法制上の措置等を講ずる。

## 3 導入に向けたスケジュール

- ①政府に設置する「インターネット投票導入推進会議」において制度上及び技術上の課題を1年を目途に検討
- ②令和5年7月1日までに、インターネットを利用した在外選挙人名簿等の登録の申請等を導入
- ③令和6年7月1日以降に初めて行われる衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、在外インターネット投票を実施
- ④令和7年の参議院議員通常選挙においてインターネット投票を本格実施し、それ以降の国政選挙、地方選挙、最高裁判所裁判官国民審査、憲法改正国民投票において順次実施